

議員（尾崎 忠義）

14番、尾崎忠義でございます。

私は、令和6年9月、多度町議会第3回定例会におきまして、まず第1点目に12月2日からの健康保険証、つまりマイナ保険証の取扱いについて、2点目に地球温暖化、ヒートアイランドの強力な対抗策としての緑地公園の設置や街路樹の植栽をの2点について、町長、教育長、そして各関係担当課長に対し、一問一答方式にて一般質問を行います。

まず最初に、1点目の12月2日からの健康保険証、マイナ保険証の取扱いについてであります。

2019年5月15日の健康保険法等の改正により、2021年3月からマイナンバーカードを健康保険証にすることが可能になりました。健康保険加入の資格をオンラインで行うことによって過誤請求を防ぐのが目的だとして導入され、マイナンバーカードの公的個人認証の電子証明書によって実現するとのことでした。しかし、今は上がり続ける物価に消費税のインボイス、つまり適格請求書、増税、重い税と社会保険料負担が中小業者や国民を苦しめております。また、マイナンバーカードに健康保険証機能を一体化させた「マイナ保険証がないと12月から紙の保険証はなくなるの」あるいは、「マイナ保険証は怖くて持ちたくない」こうした相談が各地で相次いでおります。政府が取得は任意のはずのマイナ保険証をゴリ押しをしようとしているからであります。また、厚生労働省は、8月30日、健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード、つまりマイナ保険証の利用実績が著しく悪い医療機関に対して、療養担当規則違反となる恐れがあるとして、個別に働きかけを行う方針を社会保障審議会医療保険部会に示しました。厚労省の提出した資料では、マイナ保険証の利用実績が著しく低い医療機関、薬局の中には、患者がマイナ保険証を使う機会を奪っているものも考えられ、その場合には、療養担当規則違反となる恐れがあるなどと強弁しております。さらにこうした医療機関、薬局に対しては、地方厚生局が個別に事情を確認する等の働きかけを実施し、働きかけの対象となることについて、メールなどで個別に事前に周知するとしております。療養担当規則とは、健康保険法に基づき、医療機関が行うべき保険医療の約束事を示したものであります。つまり患者が、マイナンバーカードの保険証としての利用を求めた場合、オンライン資格確認で受給資格の確認を行うよう定めております。しかし患者がマイナンバーカードを利用するかどうかは、本人の任意で、利用実績の低迷する医療機関が規則違反だとする考え方には無理があります。委員からは、「医療機関から見ると威圧的な表現に見えて、かえって反発を招く」、「現場感覚として威圧的な印象を受ける」などの苦言が相次ぎました。厚労省は、5月から、この7月をマイナ保険証利用促進集中取組月間とし、医療機関への20万円の支援金バラまきなどを行いましたが、7月の利用率は11.13%に留まりました。このように医療機関や薬局で

一人一人にマイナ保険証の提出を求めていたら、時間がかかり過ぎるため、利用促進支援策による一時金のメリットより実務負担の方が大きくなっております。デジタル化についていけない高齢者も多く、医療関係者にとっても、利用者にとっても、マイナ保険証の利便性は低いとのことであります。また、「紙の保険証で何ら不具合はなく、トラブルばかりのマイナナンバーカードに保健証機能を持たせる方がかえって危険」、あるいは、「マイナ保険証リーダーは、電子カルテとの照合で融通が利かなくて、例えば、マイナ保険証の登録名、つまり「リョウコ」が電子カルテ上「リョウコ」となっていると別人扱いをし、新規のカルテを作成してしまい、「とても使いものにはならない」と、医療関係者は困惑をしております。また、新たな設備投資に耐えられず、最近、全国でも閉院する医療機関もあるとのことでございます。ちなみに、2023年度の休廃業、解散件数は709件、そのうちの大部分81.8%が診療所であります。

そこでお尋ねを致します。第1点目に町内でのマイナ保険証の現時点での取得率、パーセントはどうなのか。そしてまた、利用率はどうなのかをお伺いを致します。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

尾崎議員の町内でのマイナ保険証の取得率と利用率についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町全体での率は分かりませんが、令和6年6月現在の多度津町国民健康保険加入者のマイナ保険証の取得率は64.66%、利用率は9.13%でございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

ただ今の答弁で再質問を致します。取得率が6割5分。利用率が0.9割。つまり、1割にも満たないのはなぜなのかをお尋ねを致します。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

尾崎議員の再質問に答弁をさせていただきます。

利用率が低いのは、今現在、お持ちの保険証が、来年の令和7年7月31日まで利用できるので利用率が少ないと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

1割にも満たないのは、今の健康保健証で十分に便利だからでございます。

次に、2点目でございます。今年の12月2日から現行の保健証は使えなくなるとの相談が相次いで寄せられておりますが、今後の12月以降の現行保険証と資格確認書の種類、サイズ、材質、形状、色、扱い、手続について、具体的な説明を求めます。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

尾崎議員の12月2日以降の現行の被保険者証と資格確認書の取扱いについてのご質問に答弁をさせていただきます。

多度津町国民健康保険については、現行の被保険者証は令和7年7月31日まで引き続き使用できます。ただし、令和6年12月2日以降は現行の被保険者証の「新規発行」及び「再発行」が出来なくなり、マイナ保険証の取得をされていない被保険者には資格確認書を発行することとなります。資格確認書のサイズは、縦5.4センチメートル横8.5センチメートル、材質は紙、形状は現在の被保険者証とほぼ変わらないカード型で、色は年度ごとに変更していましたが、緑色となり、年度によって変更する予定はございません。

また、多度津町国民健康保険加入者の70歳から74歳までの被保険者については、世帯や所得の状況に応じて負担割合が変わるため、現行の被保険者証の運用と同様、資格確認書を毎年7月中に送付し、70歳未満の被保険者については、有効期間が5年になることから5年ごとの7月中に送付する予定であります。

後期高齢者医療保険については、現時点で具体的に決定した情報はございませんが、従来の被保険者証の運用と大きな変更はない予定とのことでございます。また、その他の健康保険については、保険者ごとに運用が異なるため、各保険者にお問い合わせ頂くようになります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

資格確認書は、最長1年間使用出来るということでございます。そして氏名や生年月日、被保険者番号等、保険者情報を記載された被保険者資格を確認するものであり、マイナ保険証の取得者には交付されないことでございます。

そこで、再質問を致します。資格確認書は、未登録者及びマイナ保険証を持っていない人が対象だが、申請不要なのか無料なのかどうかをお尋ねを致します。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

尾崎議員の再質問に答弁をさせていただきます。

資格確認書の方は、マイナ保険証をお持ちでない方、全員に無料でお送りするようになっております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

再々質問を致します。

取得は任意でありまして、マイナカードの返納が出来、この10月から加入者が町に申し出れば、マイナ保険証の登録解除の申請が受け付けられるのかどうかについてお尋ねを致します。

住民環境課長（土井 真誠）

尾崎議員の再質問に答弁をさせていただきます。

現在、マイナンバーカードと保険証の紐づけにつきましては、マイナポータルの方で行っておりますので、詳しくお答えは出来ませんが、そういった部分でのマイナポータル等での変更ということになるかと思えます。以上、答弁とさせていただきます。

議長（小川 保）

尾崎議員、ちょっと待って下さい。追加があるようです。土井君、発言を許可します。

住民環境課長（土井 真誠）

尾崎議員の再質問に答弁をさせていただきます。

先ほど私の方から解除の方につきまして、マイナポータル等での申請という風に申し上げましたが、今マイナポータルの方で確認致しましたところ、一度利用申込みをすると取消しは出来ないでしょうかという問合せにつきましては、利用申込みを解除することは出来ません。なお、利用申込みをしたもののマイナンバーカードを健康保険証等として利用しないことで不利益を生じることはございませんという回答でございます。答弁の方を修正させていただきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

3点目に任意のはずのマイナンバーカードを政府は、なぜ、そこまでしてマイナ保険証を強要するのかをお伺いを致します。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

尾崎議員のなぜ政府がマイナ保険証を強要するのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

政府がマイナ保険証を強く推進する背景には、デジタル行政の推進と効率化があります。例えば、マイナ保険証の導入により、過去に処方された薬や特定健診などの情報が医師や薬剤師に共有され、データに基づく最適な医療が受けられるようになったり、転職や転居で必要だった被保険者証の切替えや更新手続きが不要となるほか、限度額適用認定証等がなくても高額療養費制度の適用を受けることが出来、医療機関の窓口でマイナ保険証の提示を行うことで限度額を超える支払いが免除されたりします。また、特定健診の直近5回分や処方された薬剤情報は、自分でもマイナポータルで閲覧出来たり、オンラインでの所得税の確定申告の医療費控除の手続きにおいて医療費通知情報が自動入力されたりすることから、デジタル行政による効率化を推進しています。

議員のおっしゃるとおり、マイナンバーカードの取得は任意であり、マイナ保険証の利用についても同様に任意であります。

マイナ保険証を取得していない被保険者に対しては、現行の被保険者証に代わる資格確認書を発行するため、今までどおり医療機関を受診することは出来ますが、マイナ保険証による医師等の情報の共有による医療や手続きの簡素化などのサービスを受けることが出来ませんので、それぞれの機関の窓口等での手続きが必要となります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

政府はマイナンバーカードを普及させるためにデジタル社会のパスポートと位置

づけ、運転免許証との一体化やスマートフォンへの搭載など、今後さらに利用拡大を取得促進策として狙っております。

そこで、次の4点目の政府のマイナンバーカード、つまりカード取得促進策はどのようなものがあるのか8項目について、お示し下さい。よろしくお願いします。

住民環境課長（土井 真誠）

尾崎議員の政府のマイナンバーカード取得促進策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

デジタル庁のホームページで確認しましたところ、令和6年3月19日開催の第6回マイナンバーカードの普及・利用の推進に関する関係省庁連絡会議において、マイナ保険証の導入以外に次の8項目が重点取組とされています。

1点目は、出生届とマイナンバーカード申請書の一体化でございます。これは、顔写真の省略に合わせて一体的に取り組むこととされています。

2点目は、マイナンバーカードと運転免許証との一体化です。

3点目は、マイナンバーカード活用による救急業務の迅速化・円滑化でございます。具体的には、救急隊がいち早く傷病者の受診歴、薬剤、手術、診療、検診の情報を確認出来る仕組みの実現を目指すとされています。

4点目は、i P h o n eにマイナンバーカード機能を搭載することでございます。アンドロイド端末については、令和5年5月から既に電子証明書機能搭載サービスが開始されており、本機能によりスマホだけでマイナポータルをはじめとする様々な関連サービスの利用や申込みが出来ます。

5点目は、マイナンバーカードと在留カードとの一体化でございます。

6点目は、災害時の利用シーンの拡大でございます。具体的には、被災者支援手続きのオンライン化、避難所における入退室管理等のデジタル化等が想定されています。

7点目は、図書カード等の身近な住民サービスにおける利用拡大でございます。

8点目は、こども医療費などの受給者証や医療機関の診察券との一体化に向けた取組促進でございます。取組の1点目の出生届との一体化につきましては、住民環境課所管の業務となりますが、現段階では国から具体的な詳細が示されていません。今後、国の指針が示されれば、詳細に調査して遅滞なく事業が実施出来るようにしたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

今の答弁からマイナンバーカードの普及の狙いは、各種の個人情報を一元的に管理をし、国民監視を強めて、大企業の儲けの種にすることです。経団連はデジタル化の推進を通じ、官民の生産性向上と効率的な資源配分が不可欠ということを2018年2月20日に発表しており、マイナンバーカードを推進し、個人情報を儲けの拡大に利用するという狙いがある訳であります。個人情報の一元管理によって、

徴税強化と社会保障の給付削減も狙っております。既に韓国では、住民登録証、つまり、日本のマイナンバーカードに相当することや電子ボイスが義務化されており、事業者間の取引履歴を国が把握し、税務署は記入済み申告書を作成し、納税者に提供をしている訳でございます。

そこで、次の5点目に最近のマイナ保険証、オンライン資格確認に関するトラブルの類型は、町内にどのくらいあったのか。これは、1点目には該当の被保険者番号がない。2点目に資格情報の無効がある。3点目に名前や住所の間違い。4点目に名前や住所で表記される。5点目に負担割合の誤記入。6番目に他人の情報が紐づけられていた。7番目に間違った医療情報が紐づけられていた。8番、カードリーダーでエラーが出るなどでございます。以上、答弁をよろしくお願い致します。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

尾崎議員のマイナ保険証やオンライン資格確認に関するトラブルの類型についてのご質問に答弁をさせていただきます。

最近のマイナ保険証及びオンライン資格確認に関するトラブルの類型としては、議員のおっしゃるとおり、情報の紐付けミスや通信環境によるシステムの遅延が全国的に報告されておりますが、本町では今年度、国民健康被保険者証の送付時にマイナンバーの確認項目を追加し、加入者に確認して頂いたところ、現在のところ間違っているという報告はございません。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

ただ今の答弁にありましたように、我が町内には利用率が1割にも満たない状況ではトラブルが少ないのは当然でございます。次に6点目の現行の保険証の存続を求める地方議会での意見書採択は、少なくとも35都道府県の178自治体、これは7月10日時点でございますが、これに広がっており、これらを見ても現行の健康保険証を廃止出来る状況にないのは明らかであり、現行の紙の健康保険証を存続させ、マイナ保険証のゴリ押しをやめるべきだが、町の見解を求めます。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

尾崎議員の現行の保険証を存続させ、マイナ保険証の強要をやめるべきだが、町の見解についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現行の被保険者証の存続を求める声が全国の地方議会で上がっていることや現行の被保険者証が一部の人々にとって重要なライフラインであることは理解しております。

しかし、先ほどもご説明したマイナ保険証による被保険者が受けるメリットも数多くあり、町としては、今後も政府の方針に沿って、住民サービスの向上に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に7点目でございます。今年の12月2日からの現行の健康保険証の新規発行

が廃止されますが、町として誤解を招かないためにも、町民に対して、利用者が混乱をしないためにも、マイナ保険証を持っていない人やマイナンバーカード未登録の人などを対象に分かりやすい説明をどのようにして周知するのかをお尋ねを致します。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

尾崎議員のどのように周知をするかについてのご質問に答弁をさせていただきます。本町においても、住民の方にマイナ保険証及び資格確認書を広く周知することが重要であると認識しています。具体的には、広報への掲載や今年度の国民健康保険被保険者証の送付の際にはマイナ保険証についてのパンフレットを同封しております。

今後も広報やホームページ、LINEを活用し、住民の方が安心してマイナ保険証や資格確認書を利用出来るよう、周知に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、2点目に地球温暖化、ヒートアイランドへの強力な対抗策としての緑地公園の設置や街路樹の植栽をについてであります。

温室効果ガスの排出を原因とした地球規模の気候危機が進行しております。今年の夏も記録的な猛暑が連日続き、日本を含め世界中が深刻な問題に直面をしております。さらに都市部では、ヒートアイランド現象、つまり、人工的な構造物や排熱を要因として気温が上昇する現象、これらによって温暖化に拍車がかかり、気温上昇が激化をしております。ところが、日本では、このことに非常に鈍感で暑いという気象情報はあっても、その原因に切り込み、問題解決について考えるような報道が十分になされておられません。

有効な対応策の一つが緑地公園や街路樹の樹冠、つまり、樹木の上部の枝、葉の茂っている部分を拡大させ、日射を抑制することです。これは、そこに住む人々のストレスの緩和や景観の改善に繋がり、防災の役割も果たすことになります。世界的に有名な医学雑誌「ランセット」に樹冠被覆率を30%まで増やせば、暑さに起因する死者数を約40%減らすことが出来るという研究論文が出ております。樹冠被覆率とは、土地の面積に対して樹冠の占める割合で、航空写真や衛星画像などで割り出すことが出来るものであります。樹冠被覆率を調べるときの樹冠は、個人の庭木や公園も含まれますが、市街地においては街路樹の占める割合が大きい訳であります。日本では、樹冠被覆率は、ほとんど採用されておられません。今、世界の大都市では明確な目標を持って、大体30%を目標に樹冠被覆率を増やしております。同時に街路樹はCO2を吸収する役割があります。二酸化炭素の排出削減、ヒートアイランドの緩和という点で、街路樹、つまり「緑の日傘」の役割はとて大きく、そして、諸外国はそれに注力しております。今、気温上昇はとどまると

ころを知りません。過去100年で日本は1.24度上昇しております。世界は0.76度ですから、日本はもっと危機感を持たなければなりません。猛暑日、つまり、1日の最高気温が35度以上、そして真夏日、これは、1日の最高気温が30度以上が、今年の夏では、酷暑・炎暑が続き、熱中症や農水産物、人体の健康にも甚大な被害を及ぼしました。I O C C、つまり、気候変動に関する政府間パネルの予測では、これまでのようにC O 2排出を続けると、今世紀末の平均気温が2.6度から4.8度上昇します。これは、シナリオ名は、R C P 8.5でございます。これが実際に起こったら、地球にとって破局的な事態でございます。最もC O 2を削減したシナリオ、つまり、R C P 2.6でも0.3度から0.7度の上昇予測でございます。このような危機的な状況なのに、世界では戦争をやたらとやって環境を破壊し、日本でも石炭やガスによる火力発電の稼働をしております。気温が上がれば、海水温も上がり、自然災害のリスクを高めます。大気中の水蒸気量が増え、台風の勢力を強めたり、集中豪雨や線状降水帯など大雨を降らせたり致します。台風は、これまでは南の島の方で発生して日本列島に上陸すると、熱帯性低気圧となって弱まることが多かったのですが、水蒸気がどんどん供給されるために発達したまま日本を縦断することになり、今回の台風10号のように進路方向が従来に比べて不透明で予測不能な巨大台風であり、全国的に甚大な被害が出ました。世界の気候変動をこの100年間で見ますと、日本は外国に比べて上がり方が激しく、今後、本気の対策が求められております。そこで、お尋ねを致します。

第1点目には、今年7月における熱中症アラートの発令回数と熱中症搬送者の人数と屋内・屋外等、症状別搬送者の内訳はどうであったのかをお尋ねを致します。

消防長（青木 孝一）

尾崎議員の今夏における熱中症アラートの発令回数と熱中症搬送者の人数、内訳についてのご質問に答弁をさせていただきます。

今年度5月1日から8月末日までの熱中症アラート発令回数は63回発令され、多度津管内における熱中症患者の搬送人数は32名で、場所別では屋内14名、屋外18名、症状別では軽症19名、中等症13名、重症及び死亡は0名となっております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

地球的規模で様々な最悪をもたらしつつある気候変動は、この社会が21世紀に生き残る資格を問う問題となっており、その是非抑制を求めることは、人類の未来にとって死活的意義を持つものであります。そこで、2年連続の今年の夏の記録づくめの暑さは、ちなみに我が多度津における猛暑日、つまり35℃以上、これは7月6日から9月10日、つまり、昨日までの34日間、真夏日、つまり、30℃以上、これは、6月13日から9月8日までの33日間、熱帯夜は、25℃以上の夜間でございますが、7月4日から9月10日までの58日間でございます。そして月別で

猛暑日は7月で10日間、8月で21日間、9月で2日間、これは9月10日まででございます。昨日までです。そして、真夏日ですが、6月で4日間、7月で13日間、8月で8日間、9月で8日間、これも同じく昨日まででございます。そして熱帯夜でございますが、7月が20日間、8月で30日間、9月で8日間、これも同じく昨日まででございます。このような状況になっております。そこで、2点目の多中体育館及び各小学校体育館及び避難所へのクーラー設置についての予算化と具体的な実施内容について、お聞きを致します。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎議員の小・中学校体育館及び避難所へのクーラー設置についてのご質問に答弁をさせていただきます。

避難所における生活環境は、避難者の健康を守り、その後の生活再建への活力を支える基礎となります。

また、避難所での生活が長期間となる場合、慣れない生活環境からストレスが蓄積し、心身に悪影響を及ぼすことが報告されており、避難所の環境整備が求められております。

本町では、長期間の避難所での生活によるストレス等を軽減させるため、プライバシーの保護や感染症等に配慮したパーティションや災害時に大きな問題となる簡易トイレ等を備蓄するなど、生活環境の整備に努めておりますが、大規模な災害が発生した際は、多くの人の避難に対応するためには広い空間に避難所を設置することとなります。

現在、小・中学校等の体育館には、空調設備の整備はされていません。

また、体育館のような広い空間に対応した空調設備の整備には、多額の費用がかかることになります。そのような課題を協議・検討した結果、令和5年12月定例会で多度津中学校体育館の空調設備整備に係る設計費の補正予算の議決を受け、令和6年7月末には、その設計が完成致しました。

そして、この本定例会の補正予算に令和7年度の夏休み期間中に工事が出来るように債務負担行為を追加計上し、入札の準備を行うこととしております。

現在の避難所のうち、多度津中学校体育館1階にある特別活動室には空調設備が整備されております。その他の小学校体育館においては、扇風機やスポットクーラー、ミスト冷風機等を用いて熱中症対策を講じたいと考えております。

また、大規模な災害が発生し、避難所として学校を長期間使用する場合には、児童・生徒のプライバシーに配慮した上で、空調設備の整った会議室等を避難所として利用することも考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議長（小川 保）

スマホ、大丈夫でしょうか。恐れ入りますが、議場内でのスマートフォンは電源をお切りになって頂くことをお願い申し上げます。

議員（尾崎 忠義）

次に３点目でございます。ヒートアイランドの緩和には、舗装道路を樹冠で覆う、植物や土壌、水面を増やすなどの方法があり、路面温度が20度下がる、街路樹の果たしている役割がありますが、町内では約何本植栽されているのでしょうか。また、樹冠被覆率を高める取組を進めているのか。そしてまた、樹木品種には、どのようなものが植栽されているのかをお尋ねを致します。

建設課長（三谷 勝則）

尾崎議員の街路樹の本数等についてのご質問に答弁をさせていただきます。

町管理の街路樹の植栽状況については、町道335号線の多度津駅前から西側方面への県道善通寺多度津線の交差点までの町道沿いに34本、町道49号線の多度津東跨線橋の町道沿いに8本、町道2号線及び町道10号線の西港町の埋立地内の町道沿いに18本、町道5号線の東港町の埋立地内の町道沿いに204本、合計264本の街路樹を植栽しております。

次に樹冠被覆率を高める取組につきましては、現在のところ実施しておりませんが、町道の景観、道路交通の安全性や快適性、信号機や道路標識の認識性の確保を考慮し、適正な維持管理に努めております。

最後に植栽されている樹木品種につきましては、町道335号線及び町道49号線はケヤキ、町道2号線及び町道10号線はキョウチクトウ、町道5号線はカイヅカイブキとなっております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に４点目でございます。街路樹の樹木台帳は作っているのか。木一本一本にQRコードをつけて、その木の情報、剪定の記録などの表示で誰もが見る事が出来るようにすべきだがどうか。あるいは、生態学的な植生管理及び樹病学、樹木力学的観点から危険木の診断、剪定、治療や伐採はどのようにしているのかお尋ねを致します。

建設課長（三谷 勝則）

尾崎議員の街路樹の樹木台帳と樹木の管理についてのご質問に答弁をさせていただきます。

樹木台帳につきましては、街路樹の植栽場所を示した位置図で管理をしております。

次に、議員ご提案の街路樹へのQRコードの設置については、町民の皆様や観光客の方に街路樹への関心を持って頂く良い機会になると考えられます。しかし、全ての街路樹にQRコードを設置し、管理していくとなるとかなりのコストと労力が必要であり、QRコードの製作及び設置作業、情報の更新作業などに係る継続的な予算確保も必要となってきます。現在の町の財政状況を鑑みると、街路樹への導入は費用対効果の面でも困難であると考えられます。よって、QRコード以外の手法も

含めて、より効果的で持続可能な街路樹の情報発信の在り方を検討していくことが現実的であると考えております。

最後に樹木の管理につきましては、多度津町シルバー人材センターへ年間委託をして実施しております。樹木の成長具合によりますが、剪定は年1回、草抜きは年複数回を実施しており、老朽化した樹木及び道路通行の安全に支障を来たす樹木につきましては、適宜伐採しています。今後も適正な街路樹の管理に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に5点目でございますが、町で緑の基本計画などを策定し、気候危機対策として樹木政策を位置づけ、緑被率、つまり、緑地の面積の割合の指標及び樹冠被覆率、つまり、地域の中で樹木の枝・葉で覆われる面積の占める割合、これを数値化すべきで、これに取り組まなかったら、急速に進む温暖化には対応出来ないのではないのか。これについて、お尋ねを致します。

建設課長（三谷 勝則）

尾崎議員の町で緑の基本計画を策定してのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、本町においても温暖化対策の一つとして、都市緑化法に基づく緑の基本計画の策定は効果的であると認識しております。

本町の現状と致しましては、これまで緑の基本計画の策定には着手出来ていないという状況です。今後、本町の緑化面積等の現状を調査し把握した上で、必要に応じて緑の基本計画を策定し、地球温暖化対策に努めていきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に6番目でございます。公園は、子どもからお年寄りまで誰もが気軽に立ち寄れて憩う時間を楽しみ、季節の草花木を眺めたり遊んだり運動が出来る公共空間でございますが、町内には緑地公園が少なく、要望が多数寄せられており、公共用地、つまり町有地を利用した緑豊かな多度津町のまちづくりとしての緑地公園の計画はあるのかどうかをお尋ねを致します。

建設課長（三谷 勝則）

尾崎議員の緑豊かな多度津町のまちづくりとしての緑地公園の計画についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町には町が管理する「堀江公園」、「桜の森高原」や県が管理する「桃陵公園」などがございます。令和4年度には新たな交流の場として、「道福寺公園」を開園し、令和5年度には「多度津駅前広場」が完成したところです。

今後の課題としては、議員ご質問のとおり、町内の緑地公園の整備について町民の皆様から多くのご要望を頂いていることから、本町と致しましても緑豊かなまちづくりとしての政策が必要であると認識しております。

新たな緑地公園の整備につきましては、用地の確保や多額の事業費が想定されるため、早急な整備は困難であると考えております。今後も引き続き、国や県の補助金等の活用も視野に入れ、町民の皆様のご要望に応えられるよう、緑地公園の整備に向けて努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に7点目でございます。1923年に関東大震災、9月1日でございますが、これが発災をし、30万世帯以上、133万人が罹災し、死者5万8,000人の被害がありました。そのときに樹木の多い公園では火災を免れ、多くの人が助かりました。いわゆる樹木による焼け止まりでございます。旧町内では、老朽家屋、古民家が密集しており、防火・防災及び緊急避難場所としての役割を果たすべき防災公園の整備計画を立てて実現すべきだと思いますが、町の見解はどうかをお尋ねを致します。

建設課長（三谷 勝則）

尾崎議員の防災公園の整備計画立案に対する町の見解についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、防災公園の整備は、町民の安全・安心な暮らしを守るために重要な施策の一つであると認識しております。防災公園は、近い将来に発生するとされている南海トラフ地震などの大規模災害時における避難場所の確保及び消防・救援活動の拠点として、防災公園の果たす役割は大きいと考えられます。

令和4年度には、防災機能を備えた設備を設置した道福寺公園が開園しており、災害時には一時避難場所となっております。

新たな防災公園の整備計画につきましては、今後も引き続き、関係部署と連携を図りながら、町民の皆様の安全・安心を最優先に防災公園の整備に向けて努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

最後に、お尋ねを致します。今まで申した点について、気候危機に対する担当課の部署はどこなのか。そしてまた、総合的プロジェクトチームの結成が必要ではないのかということについて、最後にお尋ねを致します。

住民環境課長（土井 真誠）

尾崎議員の再質問に答弁をさせていただきます。

地球温暖化につきましては担当課と致しましては、住民環境課が所管をしております。

住民環境課と致しましては、昨年度、第1次多度津町地球温暖化対策実行計画区域施策編の方を策定致しておりまして、その計画に基づきまして、今後、地球温暖化対策等に各課と連携しまして取り組んでまいりたいという風に考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

有難うございます。健康の問題、感染症の問題、それから動植物、あるいは農産物、水産物、様々な部署で気候温暖化が求められておる訳でございますので、是非この総合的な危機管理のプロジェクトチームを結成して頂きたいと思います。以上、2点について、町当局の答弁を求めました。

私のこれで一般質問を終わります。有難うございました。